

保育士等の技能・経験に応じた処遇改善Ⅱの運用の見直しについて

2017 年度に導入された「処遇改善等加算Ⅱ」について、今般各保育所の実情を踏まえて、平成 30 年度以降、運用の柔軟化が図られることとなりました。主要な変更点について以下に解説します。

① 副主任保育士又は専門リーダーに対する加算の配分先を職務分野別リーダーまで緩和

副主任保育士又は専門リーダーに対する加算【4 万円×対象人数】について、職務分野別リーダーにも配分することが可能となりました。

(なお、必ず 4 万円を支給しなければならない人数の算出方法は変わっていません【対象人数÷2(1 未満の端数切り捨て)】。また、副主任保育士等の給与が主任保育士の給与を超えてしまう場合に、主任保育士への配分が可能であることも現行のままです。)

必ず 4 万円支給しなければならない職員の副主任保育士又は専門リーダーは、各法人で定めることができます。例えばモデル 90 名の場合で引用しますと、4 万円の職員 5 名で 1/2 となると 2 名の場合、2 人共「副主任」でも、「副主任」「専門リーダー」を一人ずつでも、「専門リーダー」のみ 2 人でも構いません。(この場合、4 分野の研修を受ける職員は 2 名だけになります。) または、2 名の「副主任(4 万円)」と 1 名の「専門リーダー(3 万円)」とし、残りの 9 万円を「職務分野別リーダー」配分する方法も考えられます。(この場合は 4 分野の研修を受ける職員は 3 名となり、その他の職務分野別リーダーは全員 1 分野の研修を受けるということになります。) これを法人で決めて下さいということです。

② 職務分野別リーダーの人数・金額の緩和

職務分野別リーダーの配置について、加算を支給する「対象人数【例:3 人】」が「対象人数以上【例:3 人以上】」とされ、職制階層のバランスをとりやすくなりました。また、必ず「5 千円」でなければならなかった月額も、「5 千円以上」とされました。ただし、副主任保育士等への一番低い加算額を超えることはできません。

③ 法人間の配分が可能となる。(時限措置)

同一事業者内において保育所等をまたぐ配分が、加算額総額の 20%まで可能となりました。ただし、この配分は 2022 年度までの時限措置とされています。それまでに各法人内において人員配置や給与規程などを整備しておく必要があるでしょう。

④ 研修受講要件の必須化は 2022 年度からを目指す

2017 年度の実施状況を踏まえて判断するとされていた研修受講要件について、2021 年度まではその要件を課さず、研修の受講状況を踏まえ 2022 年度を目処に研修受講の必須化を目指すこととされました。（必須化とは、2022 年度からとなった場合、2022 年度当初の時点で要件の研修が修了している職員をその役職に就かせるという解釈です。）

まだ確定とはされていませんが、すでに副主任保育士等として加算を受けていて、2022 年度以降もその役職を予定している場合は、最短で 2021 年度末時点までに、それぞれ所定の研修を修了しておく必要があると思われます。2018 年度から毎年 1 分野ずつ受講した場合は、ちょうど 4 分野となります。

なお、国は保育士等の研修受講の促進を図るとともに、各自治体における保育士等キャリアアップ研修の実施を拡大し、研修受講の受け皿を確保する意向であるようです。その中において、離島地域などの受講機会などについて、実情を見ながら検討していくとのことです。

* 全私保連ニュースのFAX配信を、メールのみの配信に希望される場合は、お手数ですがその旨を下記メールアドレスまでお知らせ下さい。FAX配信を停止しメール送信に切り替えます。 FAX:03-3865-3879 E-mail: ans@zenshihoren.or.jp

事 務 連 絡
平成 30 年 3 月 7 日

各都道府県

子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
厚生労働省子ども家庭局保育課

処遇改善等加算Ⅱの運用の見直しについて

平素より子ども・子育て支援施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、子ども・子育て支援新制度の施設型給付費等（私立保育所に対する委託費及び地域型保育給付を含む。）に係る処遇改善等加算Ⅱについては、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平成 27 年 3 月 31 日付け府政共生第 349 号・26 文科初第 1463 号・雇児発 0331 第 10 号・内閣府政策統括官（共生社会政策担当）文部科学省初等中等教育局長厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知。以下「加算通知」という。）において、その取扱いをお示ししているところですが、処遇改善等加算Ⅱの平成 30 年度以降の取扱いについて、運用の見直しを予定しております。

下記のとおり、当該見直しの内容を予めお示ししますので、各都道府県におかれては、貴管内の市区町村、事業者等への周知をお願いします。

なお、見直しの内容の詳細については、追ってお示しする予定としておりますので、御留意いただきますようお願いいたします。

記

1. 処遇改善等加算Ⅱの加算額の配分方法の見直しについて

以下の①～③のとおり、処遇改善等加算Ⅱの加算額の配分方法の見直しを行うこと。

- ① 副主任保育士等の賃金改善のための加算額について、月額 4 万円の賃金改善を加算通知の「人数 A ÷ 2（一人未満の端数切り捨て）」人の副主任保育士等に対して行った上で、残りの加算額については、従来は職務分野別リーダー等への配分を認めていなかったところ、職務分野別リーダー等に配分することを可能とすること。【別添資料中改善点 1 参照】
- ② ①により職務分野別リーダー等に配分を行う場合には、職務分野別リーダー等の賃金改善のための加算について、以下のとおり見直すこと。

- ・配分人数について、従来は加算通知の「人数B」に固定されていたところ、加算通知の「人数B」を超えてもよいこと
- ・また、賃金改善額については、従来は月額5千円に固定されていたところ、副主任保育士等に対する賃金改善額のうち最も低い額を超えない範囲内で月額5千円を超えてもよいこと

【別添資料中改善点2参照】

- ③ 処遇改善等加算Ⅱの加算額については、同一事業者内の施設・事業所をまたぐ配分を認めていなかったが、2022年度までの時限措置として、処遇改善等加算Ⅱによる加算額の総額の20%については、同一事業者内で施設・事業所をまたぐ配分を可能とすること。【別添資料中改善点3参照】

別添資料で示しているものは、定員90人の保育所の場合での例示であり、加算対象者の人数や配分方法については、各施設の規模、利用児童の年齢構成等により異なることに留意すること。

(※) 例えば、定員30名（公定価格上の職員9名（園長及び主任保育士を含む））の保育所モデル（副主任保育士等の賃金改善のための加算額8万円（4万円×2人）、職務分野別リーダーの賃金改善のための加算額5千円（5千円×1人））の場合では、

- ・4万円の賃金改善を行う副主任保育士等が1人以上
- ・副主任保育士等の配置が1人以上
- ・職務分野別リーダー等の配置が1人以上

となる。

今般の配分の見直しにより、1人の副主任保育士等に4万円の賃金改善を行った場合、残りの加算額（4万円）については、職務分野別リーダー等に配分することが可能となる。

定員規模に応じた処遇改善等加算Ⅱの対象人数の例については、別添資料4ページを参照すること。（金額は全て月額）

なお、特定教育・保育施設及び地域型保育事業所について、同様の見直しを行うこと

2. 加算通知の「別に定める研修」について

(1) 「別に定める研修」の受講の必須化について

処遇改善等加算Ⅱの加算要件のうち、研修に係る要件については、2022年度を目途に当該要件の必須化を目指すこととし、2021年度までの間は当該要件を課さないこととすること。研修に係る要件の2022年度からの必須化については、2022年度開始までに、研修の受講状況を踏まえ、判断すること。

各都道府県におかれては、2022年度からの研修に係る要件の必須化を目指し、保育士等キャリアアップ研修の実施に計画的に取り組むとともに、各事業所におかれては、職員の研修受講に取り組まれないこと。

(2) 都道府県における保育士等キャリアアップ研修実施計画の作成について

研修に係る要件の必須化を目指すに当たり、保育士等キャリアアップ研修の実施体制の整備を計画的に進めていく必要があることから、各都道府県に対しては、2018年度から2021年度までの4年間の分野別の研修実施計画の作成を求めることを予定しており、追って通知すること。

【照会先】

(処遇改善等加算に関すること)

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当) 付
代表 03-5253-2111 (内線 38344、38347、38351)

(幼稚園に関すること)

文部科学省初等中等教育局幼児教育課
直通 03-6734-2714

(保育所に関すること)

厚生労働省子ども家庭局保育課
代表 03-5253-1111 (内線 4855)

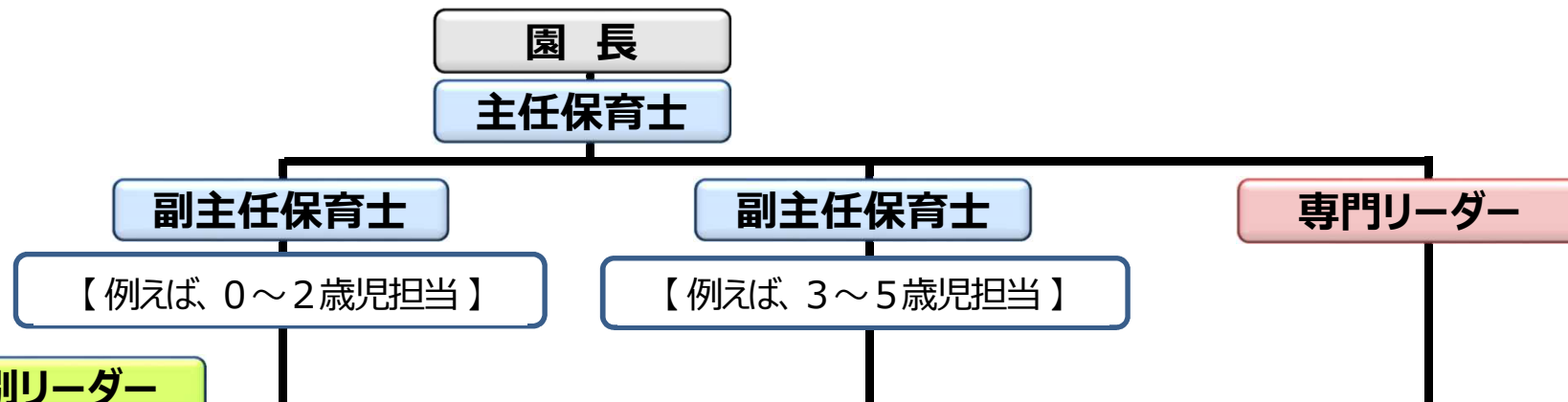
保育士等の技能・経験に応じた処遇改善の運用の見直しについて

- 保育士等が専門性の向上を図り、技能・経験に応じて**キャリアアップ**できる**組織体制の整備**を目指す。
- 各保育園における人員配置や賃金体系の実情を踏まえ、保育士等の技能・経験に応じた**処遇改善等加算Ⅱ**について、**運用の柔軟化**を図る。

目指すべき保育園の組織体制

(括弧内の人数は、定員90人(職員17人)の保育園モデルの場合)

- 例えば、0～2歳児担当、3～5歳児担当などの**「副主任保育士」又は「専門リーダー」を配置(2人以上)**
(定員規模に応じた人数は、別紙参照)
 - ※ 副主任保育士：3つ以上の専門分野及びマネジメントの研修を修了した者
 - ※ 専門リーダー：4つ以上の専門分野の研修を修了した者
 - 加えて、乳児保育、幼児教育、障害児保育など、**「専門6分野ごとに「職務分野別リーダー」(兼務可)を配置(3人以上)**
※ 職務分野別リーダー：1つ以上の専門分野の研修を修了した者
- ⇒ **処遇改善等加算Ⅱの加算要件**は、研修の受講を促進し、**2022年度を目途に、研修受講の必須化を目指す。**
(2021年度までは研修の受講要件を課さず、2022年度開始までに、研修の受講状況を踏まえ、2022年度からの必須化を判断)



職務分野別リーダー

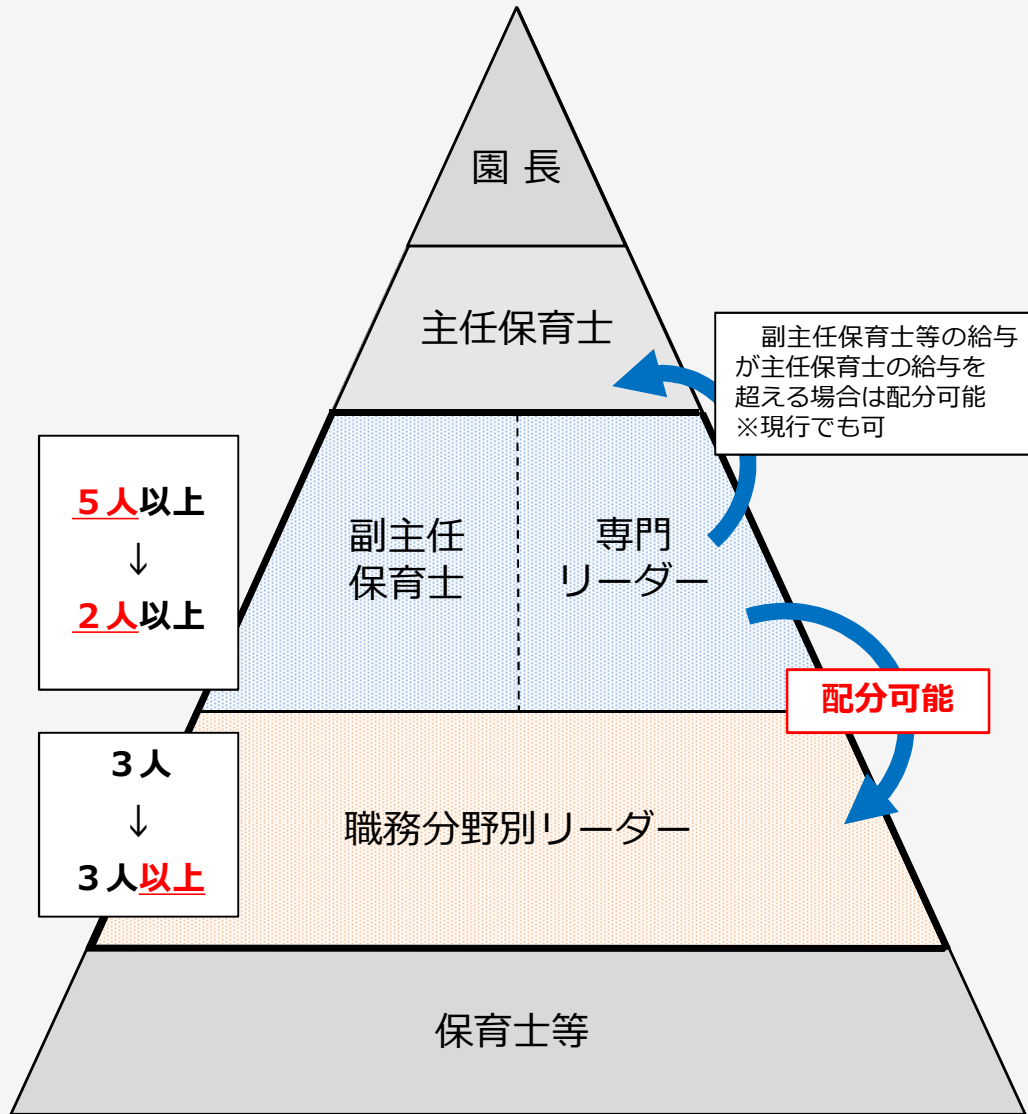
①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援

平成30年度における処遇改善等加算Ⅱの配分方法の見直し（案）

<定員90人（職員17人※）の保育園モデルの場合>

※ 園長1人、主任保育士1人、保育士12人、調理員等3人

（配分方法の見直し）



< 副主任保育士又は専門リーダー：加算額20万円（4万円×5人）>

20万円のうち、12万円は**副主任保育士又は専門リーダーのみ**に配分可能（配分人数及び額は事業者において判断）

【改善点1】

12万円については、**職務分野別リーダーにも配分可能**

<職務分野別リーダー：加算額1.5万円（5千円×3人）>

3人の**職務分野別リーダー**に月額5千円

【改善点2】

3人以上の職務分野別リーダーに**月額5千円以上**（ただし、副主任保育士等への一番低い加算額を超えない額）

同一事業者内での保育園間の配分は不可

【改善点3】

加算額21.5万円（20万円+1.5万円）の**20%**について、**同一事業者内で保育園をまたぐ配分が可能**（2022年度までの時限措置。同一事業者内全体での処遇改善を確認。）

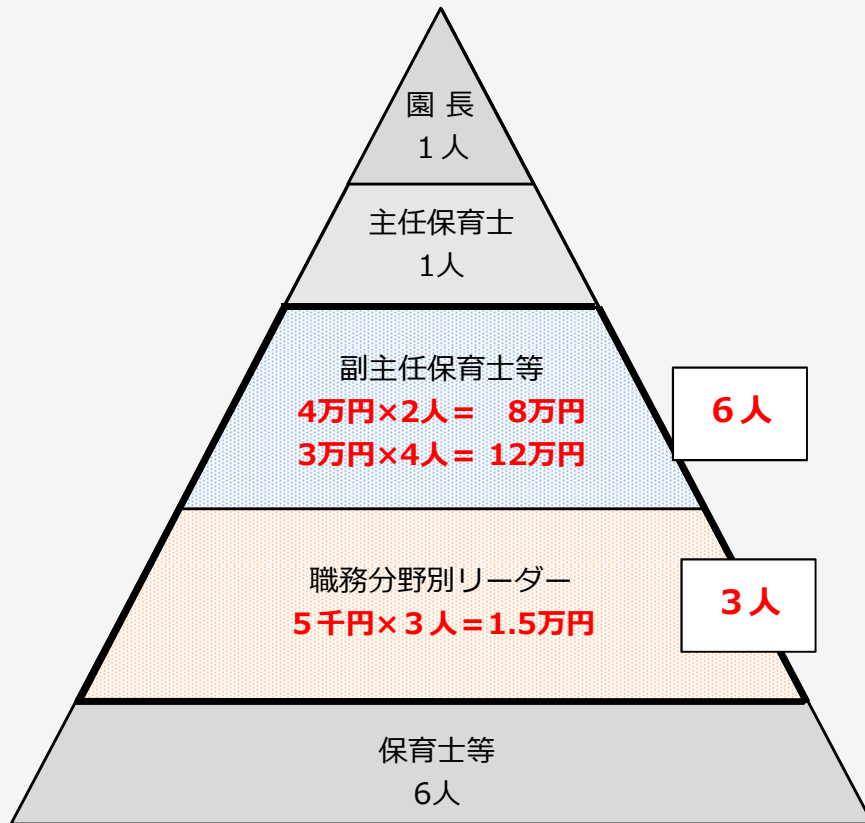
処遇改善等加算Ⅱの運用改善の具体的な例（案）

<定員90人（職員17人※）の保育園モデルの場合>

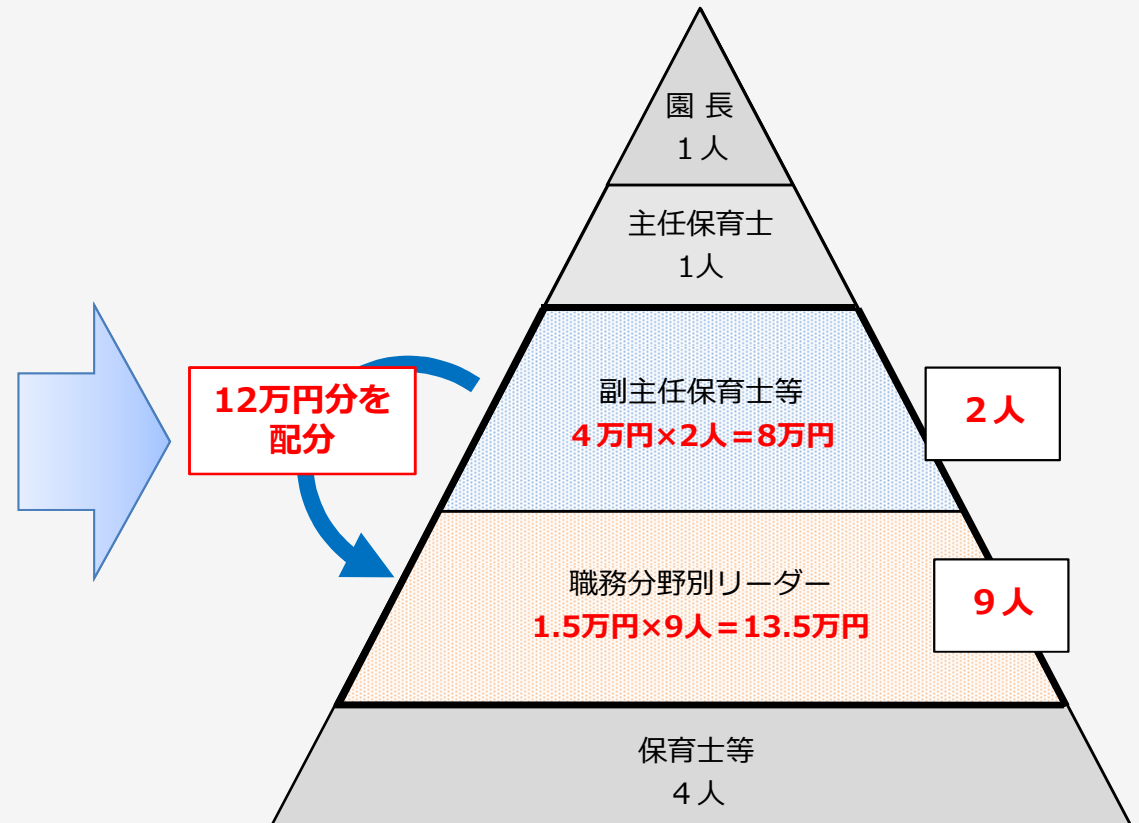
※ 園長1人、主任保育士1人、保育士12人、調理員等3人

例 若手保育士の多い保育園の場合

【現 行】



【見直し後】



(別紙) 定員規模に応じた処遇改善等加算Ⅱの加算対象者の人数及び配分方法

| 定員 | 公定価格上の職員数 (※園長及び主任保育士を含む) | 処遇改善等加算Ⅱの対象人数 (及びその額) | 必ず4万円の処遇改善が必要な人数 | 見直し後における副主任保育士等の人数 | 見直し後における職務分野別リーダー等の人数 |
|------|------------------------------|--------------------------------|------------------|--------------------|-----------------------|
| 30人 | 9人 | 4万円 2人 5千円 1人 (計 8万5千円) | 2人のうち1人 | 1人以上 | 1人以上 |
| 60人 | 14人 | 4万円 4人 5千円 2人 (計 17万円) | 4人のうち2人 | 2人以上 | 2人以上 |
| 90人 | 17人 | 4万円 5人 5千円 3人 (計 21万5千円) | 5人のうち2人 | 2人以上 | 3人以上 |
| 120人 | 21人 | 4万円 6人 5千円 4人 (計 26万円) | 6人のうち3人 | 3人以上 | 4人以上 |
| 150人 | 24人 | 4万円 7人 5千円 4人 (計 30万円) | 7人のうち3人 | 3人以上 | 4人以上 |
| 180人 | 28人 | 4万円 9人 5千円 5人 (計 38万5千円) | 9人のうち4人 | 4人以上 | 5人以上 |

※上記の利用児童の年齢構成が平均の場合であり、利用児童の年齢構成により職員数は異なる。